

河川道路美化活動 保険制度を新設

建設課管理係 ☎0824-73-1150

市民の皆さんに安心して美化活動をしていただくため、市が保険料を負担する河川道路美化活動保険制度を新設しました。

対象は、河川道路活動計画書を提出された団体の参加者。市が管理する普通河川と市道・農道・林道で、清掃・草刈り・植栽などの美化活動中にケガや事故が起きた場合、一定の保険金を支払います。

加入される団体は、建設課または各支所環境建設室で、河川道路美化活動計画書を提出してください。



① 保険の種類 普通傷害・賠償責任保険 ③ 契約方式 年間包括契約方式

② 保険期間 毎年4月16日から翌年4月15日まで ④ 保険金の額 下表のとおり

■ 傷 害

種 類	支払対象額・支払額
死亡保険金	傷害のため事故から180日以内に死亡したとき200万円
後遺障害保険金	傷害のため事故の日から180日以内に後遺障害が生じたときは、傷害の程度に応じ、死亡保険金額の3%から100%
入院保険	傷害のため入院したとき、事故の日から180日を限度として入院日数1日につき3,000円
通院保険金	傷害のため医師の治療を受けたとき、事故の日から180日以内において、90日を限度として1日につき2,000円

■ 賠 償

種 類	支払対象額・支払額
人身賠償	道路・河川美化活動によって第三者に対し傷害を与えた場合1名につき3,000万円、1事故につき3,000万円を限度
対物賠償	道路・河川美化活動によって第三者の財物を損傷させたとき1事故につき200万円を限度

市道の草刈りに交付金

市は、市道の草刈りを地域ぐるみで実施された地域団体に対して、片側延長1メートルにつき7円の交付金を交付する制度を設けています。

この制度を利用される場合は、受付期間内に、建設課または各支所環境建設室で申請書を提出してください。

受付期間
4月24日(金)～
5月29日(金)
問い合わせ
建設課管理係または
各支所環境建設室



県アダプト活動団体募集

県は、県が管理する道路(100メートル以上)・河川(50メートル以上)で清掃・緑化・草刈りなどの活動を行う団体を募集しています。

支援事業の説明会を5月1日(金)、県北部建設事務所庄原支所(旧備北地域事務所建設局庄原支局)で開催します。

アダプト活動とは

アダプトが「養子縁組をする」という趣旨から、住民などが主体となって清掃・緑化活動などを中心に公共空間をわが子のように面倒をみていく活動をいいます。

県からは次の支援を行います

- ① 希望する団体に団体名や企業名を記した表示板(アダプトサイン)を設置
 - ② 活動に伴う傷害・損害賠償保険の加入
 - ③ 活動経費の一部を支援(活動奨励金の交付)
- 問い合わせ
県土木整備管理課道路河川管理室(☎082-513-3903)